

相続登記のご相談なら、ぜひ岡田事務所にお任せ下さい

令和6年4月1日スタート!

知っていますか? **新しい** 相続制度 相続登記の申請が 義務化されます

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを
知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

こんな心当たりございませんか?



自分の住む家・土地が
亡くなった親名義に
なっている



いずれ親が亡くなったら
親族でもめそうなので、
早めに手を打って
おきたい



親族関係が複雑で
相続登記をどう進め
たら良いかと悩んで
いる



法務局から所有者不明
土地の相続人である
旨の通知が届いた



◎ 総額10万円以下の過料も

◎ 氏名・住所の変更登記も
義務化 (R8.4.1施行)

◎ 過去の相続も義務化の
対象に (猶予期間3年)

まずは、気軽
にご相談ください



広告 秋田市山王6丁目9-19

相続登記費用 (不動産の名義変更)

セルフプラン

¥49,000 (税抜)

戸籍一式などをお客様が
ご準備いただくお得なプラン
です!

相続人 5名以内 / 不動産 5個以内
遺産総額 2,000万円まで

おまかせプラン

¥69,000 (税抜)

手続きのほぼ全てをお任せ
いただくプランです!

相続人 5名以内 / 不動産 5個以内
遺産総額 2,000万円まで

登録免許税等の実費は別途かかります

司法書士法人
岡田事務所

お電話でのお問い合わせは...

TEL.018-864-1090

※営業日、営業時間は 月～金曜日の 8:30～17:30です。

メールでのお問い合わせ・
ZOOMによるご相談は ▶

